

高崎市移住支援金のご案内

令和7年4月

目 次

1 対象判定フローチャート	1
2 対象チェックリスト	2
3 必要書類のご案内	6

高崎市移住支援金は、東京圏から本市に移住した東京 23 区の在住者及び通勤者の方が対象です。

詳細な条件等は、当ご案内にてご確認ください。

移住支援金対象判定フローチャート

スタート

前提条件

以下のすべてに当てはまる。

- ・高崎市に転入していること
- ・5年以上高崎市に住み続ける意思があること
- ・自らの意思による移住であること（転勤・出向等、企業の命令による移住は対象外）

いいえ

はい

移住元要件

転入する直前の1年間について、AまたはBに当てはまる。（AとBの合計も可）

- A. 東京23区内に居住
- B. 東京圏※1に居住し、東京23区内に通勤

いいえ

はい

※1) 東京圏=東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県
(条件不利地域を除く)

いいえ

転入する直前の10年間のうち通算5年以上について、AまたはBに当てはまる。（AとBの合計も可。連続していなくても可）

- A. 東京23区内に居住
- B. 東京圏※1に居住し、東京23区内に通勤または通学※2

はい

※2) 通学=大学等への通学期間（高校不可）。条件有り。

地域の担い手要件

- 以下の1～5のいずれかに当てはまる。
1. 群馬県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して採用された。
 2. 内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した。
 3. 移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している。
 4. 高崎市の関係人口※である。
 5. 群馬県が実施する起業支援金事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた。

いいえ

※ 関係人口

- (ア) 本市に本店支店のある企業に勤務歴がある方
- (イ) 本市で生産された物品を直接取引を行っているか、直接取引する法人に勤務している方
- (ウ) 本市に通勤・通学歴がある方
- (エ) 本市に居住歴がある方
- (オ) 本市に親族が居住している方

はい

1、2、3、5に当てはまる場合

4 関係人口に当てはまる場合

いいえ

転入日が令和7年4月1日以降である

はい

以下の①～④のいずれかに当てはまる。

- ① 農林水産業に就業する者
- ② 家業等へ就業する者
- ③ 高崎市内に本店を置く企業等に就業する者（市外の事業所に勤務する者を含む）
ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象となる。
・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者
・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者
- ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に
恒常に参加しており、移住後も継続する意向がある者

いいえ

はい

移住支援金の交付対象となる可能性があります。対象チェックリストで詳細な要件を確認してください。

交付対象外です

令和7年度 高崎市移住支援金対象チェックリスト

I 前提条件

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

① 申請時において転入日の翌日から起算して1年以内である。	<input type="checkbox"/>
② 会社からの命令（転勤・出向・研修等）ではなく、自己の意思により移住した。	
③ 高崎市には、申請日から継続して5年以上居住する意思がある。	
④ 過去10年以内に申請者または世帯員として移住支援金を受給していない。	
⑤ 暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。	
⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。	

II-1 移住元に関する要件

「転入する直前の1年間」について、①または②のいずれかに当てはまる必要があります。

① 転入する直前に連続して1年以上、東京23区に在住していた。 (※1)	<input type="checkbox"/>
② 転入する直前に連続して1年以上、東京圏 (※2) に在住し、かつ東京23区へ通勤していた。 (※3・※4)	<input type="checkbox"/>

※1) 本事業における『在住』とは、住民票を置いていることをいう。

※2) 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、条件不利地域を除く。【高崎市HP参照】

※3) 東京23区への『通勤』は、被用者又は雇用者の場合、雇用保険加入期間に限る。

※4) 連続しての『通勤』は、3ヶ月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱うことができる。

II-2 移住元に関する要件

「転入する直前の10年間」について、①～③のいずれかに当てはまる必要があります。

① 『東京23区に在住していた期間』が通算5年以上ある。	<input type="checkbox"/>
② 『東京23区以外の東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間(※)』が通算5年以上ある。	<input type="checkbox"/>
③ 『東京23区に在住していた期間』と『東京23区以外の東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間(※)』を合計すると5年以上ある。	<input type="checkbox"/>

※) 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合、通勤期間に通学期間を合算することができる。

III 世帯に関する要件

「世帯」で申請する場合、①～③のすべてに当てはまる必要があります。

① 申請者を含む2人以上の世帯員が転入直前の市区町村において、同一世帯に属していた。	<input type="checkbox"/>
② 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内である。	
③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。	

IV 地域の担い手要件

1～5のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- 1 就業【一般】 …群馬県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して採用された方
- 2 就業【専門人材】 …内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した方
- 3 テレワーク …移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している方
- 4 関係人口 …次ページの「関わり要件（ア）～（オ）」のいずれかに該当し、かつ「担い手確保要件①～④」のいずれかに該当する方
- 5 起業 …群馬県が実施する起業支援金事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた方

■地域の担い手要件の詳細内容

1 就業【一般】

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

- ①群馬県または他の都道府県が開設しているマッチングサイトに掲載されており、かつ移住支援金の対象である求人により就職していること。また、求人への応募日は、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である。
②就業先は、3親等以内の親族が代表、取締役などを担う法人ではない。
③就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。
④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。
⑤勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。
⑥週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職している。



2 就業【専門人材】

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

- ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業する。
②就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。
③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。
④勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。
⑤週20時間以上の無期雇用契約にもとづいて就業し、申請時において在職している。
⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。



3 テレワーク

①～⑤のすべてに当てはまる必要があります。

- ①所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
②原則として、恒常的に通勤しない、かつ週20時間以上の勤務である。
③出社する頻度は、勤務日数の1／5以内である。
④通勤手当は支給されていない、もしくは実費支給である。
⑤国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。



4 関係人口

関係人口は、以下の「関わり要件（ア）～（オ）」のいずれかに該当し、かつ「扱い手確保要件①～④」のいずれかに該当する必要があります。

なお、転入日が令和7年3月31日以前の方は、「扱い手確保要件①～④」の該当は不要です。

『 関 わ り 要 件 』	(ア) 【本店・支店】	:本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。	} (ア)～(オ) の いずれかに該当
	(イ) 【直接取引】	:本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。	
	(ウ) 【通勤・通学歴】	:本市に通勤歴または通学歴があること。	
	(エ) 【居住歴】	:本市に居住歴があること。	
	(オ) 【親族居住】	:本市に親族が居住していること。	

+

『 扱 い 手 確 保 要 件 』	① 農林水産業に就業する者	} ①～④の いずれかに該当
	② 家業等へ就業する者	
	③ 高崎市内に本店を置く企業等に就業する者（市外の事業所に勤務する者を含む） ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象とする。 ・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者 ・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者	
	④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に 恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	
	※令和7年3月31日以前に転入した方は該当不要	

■関わり要件（ア）～（オ）の詳細

※各要件の枠内すべての内容に当てはまる必要があります。

(ア) 【本店・支店】 : 本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。

- ①本市に本店、又は支店が存在する企業等に勤務していた。
- ②申請日時点で本（支）店が存在する。（在勤期間中に本（支）店が存在していなくても可。）
- ③雇用保険の被保険者として勤務していた。

※移住に伴う転職先企業等は対象外。



(イ) 【直接取引】 : 本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。

- ①市内の一次産業生産者により生産された農畜産物等（野菜、果物、乳製品等）である。
- ②農家や生産者集団、協同組合等から直接買い付けを行っている。
- ③およそ1年以上の継続的な取引を行っている。また、取引伝票等で直接取引を行っていることを証明できる。
- ④消費者への提供や販売を行っている（自家消費ではない）。
- ⑤法人に勤務している場合、取引に関わる業務に従事している。



(ウ) 【通勤・通学歴】 : 本市に通勤・通学歴があること。（いずれかに該当）

- 【通勤歴】 ※移住に伴う転職先企業等は対象外。
- ①雇用保険の被保険者として本市に通勤していた。
 - ②本（支）店、営業所、店舗等、常設の事務所等への勤務である。（派遣先、仕事現場の場合は対象外。）
- 【通学歴】 学校が発行する証明書（卒業証書や在籍証明書等）で本市に通学していたことを証明できる。



(エ) 【居住歴】 : 本市に居住歴があること。

- 過去に本市に居住していたことが「戸籍の附票」または「住民票の除票の写し」に記載されている。



(オ) 【親族居住】 : 本市に親族が居住していること。

- ①親族は、2親等以内である。（祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫）
- ②親族は、本市に令和3年3月31日以前から申請日時点まで居住している。
- ③親族が姻族の場合、令和3年3月31日以前から姻族関係がある。



■扱い手確保要件①～④の詳細

※各要件の枠内すべての内容に当てはまる必要があります。

① 農林水産業に就業する者

- ・農林水産業に就業している。
- ・週20時間以上の勤務である。

**② 家業等へ就業する者**

- ・高崎市内の事業所等に就業している個人事業主であり、開業届で高崎市内に事業所（店舗・事務所等）が存することを確認できる。
- ・週20時間以上の勤務である。



※事業内容は、家業のほか新規事業等でも対象となる。

③ 高崎市内に本店を置く企業等に就業する者（市外の事業所に勤務する者を含む）

ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象とする。 ※別表③参照

- ・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者
- ・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している、または法人経営者である。
- ・地域限定型採用等とは、原則として、群馬県外への転勤を前提としない勤務形態である。



※転勤に伴う移住は対象外のため、原則、転職先企業等に限る。

別表③

区分	所属部署の所在地（勤務先）	
	市内	市外
1 高崎市内に本店を置く企業等（※）	○	○
2 群馬県内に本店を置く企業等（※）	○	×
3 群馬県外に本店を置く企業等（※） <small>(地域限定型採用者等に限る)</small>	○	×

※「企業等」とは、法務局に登記のある法人の他、以下の法人・団体等も含みます。

- ・社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人
- ・医療法に基づき設立された病院等
- ・その他の法人、団体等（協同組合、商工会、同業組合、学校法人など）

④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常に参加しており、移住後も継続する意向がある者

- ・移住前から本市内の地域づくり団体等の市民公益活動に恒常に参加しており、移住後も継続する意思がある。
- ・地域づくり団体等の運営側として、活動実績が複数回ある。



5 起業

群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を申請日の1年以内に受けている。



必要書類のご案内（高崎市移住支援金申請用）

- ・必要書類は、以下の表でご確認ください。
- 【A】共通書類 + 【B】移住元書類（該当するもの）+ 【C】地域の扱い手書類（該当するもの）+ 【D】該当者のみ
- ・提出の際には、事前予約（来庁日時のご連絡）をお願いいたします。（企画調整課：027-321-1202）

区分	必要書類		注意点等
【A】共通書類	A-1	様式1 「高崎市移住支援金支給申請書」	
	A-2	様式1の1 「誓約書」	
	A-3	様式1の2 「個人情報取扱同意書」	
	A-4	様式11 「請求書」	
	A-5	移住支援金申請者用アンケート	
	A-6	写真付き身分証明書のコピー (申請者分のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証やマイナンバーカードの表面のコピー ・外国人の方は、在留カードのコピーが必須
	A-7	預金通帳又はキャッシュカードのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・振込先口座の金融機関、支店、口座番号等が確認できるもの
	A-8	高崎市で発行される <u>世帯全員分の「住民票」</u> (世帯主と続柄の記載は必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍、筆頭者の記載は不要 ・転入日と世帯員等を確認します。
【B】 移住元要件に必要な書類	B-1	転入直前に在住していた市区町村で 発行される世帯全員分の「住民票の除票」 (世帯主と続柄の記載は必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人以外の「住民票の除票」を取得する場合、委任状が必要になることがあります。取得前に転入直前の市区町村へご確認ください。
	B-2	本籍地で発行される <u>申請者の「戸籍の附票（除附票）」</u> または 東京23区または東京圏の市区町村で 発行される申請者の「住民票の除票」	<ul style="list-style-type: none"> ・「戸籍の附票（除附票）」とは、本籍を定めた時以降の住所履歴を記録したものです。 ・婚姻等により本籍を変更した場合、現在の本籍での証明には、以前の本籍での住所履歴は記載されませんのでご注意ください。
	B-3	通勤していた勤務先が発行する 様式2 「勤務地証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ・転入日以降の日付のもの ・対象期間内に通勤した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先から発行してもらってください。
	B-4	「在学期間証明書」等	在学期間と所属学部が確認できるもの
	B-5	東京23区内のキャンパスの所在地が わかるもの	例：大学等のホームページのコピーなど

区分		必要書類		注意点等
【C】地域の担い手要件に必要な書類	1 就業（一般）要件の方	C-1	様式3「就業証明書」	移住支援金対象求人に応募して就職された方のみ
	2 就業（専門人材）要件の方	C-2	様式4「就業証明書」	
	3 テレワーク要件の方	C-3	様式5「就業証明書」	転入日以降の日付のもの
	4 関係人口要件の方		【D】関わり要件 で当てはまる（ア）～（オ）のいずれかの要件の書類 + 【E】担い手確保要件 で当てはまる①～④のいずれかの要件の書類 ※ R7.3.31以前に転入した方は提出不要	
	(ア) 本店・支店	D-1	様式6「就業証明書」	
		D-2	本店、支店が本市に存することを確認できる書類	例：会社ホームページのコピー、現地写真など
	(イ) 直接取引	D-3	取引伝票	おおよそ1年間継続取引していることがわかるもの
		D-4	【企業所属の場合】様式6「就業証明書」	
	(ウ) 通勤・通学歴	D-5	【通勤歴の場合】様式6「就業証明書」	
		D-6	【通学歴の場合】「卒業証書」のコピーまたは「卒業証明書」	
	(エ) 居住歴	D-7	本市居住当時の「住民票の除票」または「戸籍の附票（除附票）」	
【E】担い手確保要件	(オ) 親族居住	D-8	申請者の「戸籍謄本（除籍謄本）」	親族関係が確認できるもの
		D-9	親族の「戸籍謄本（除籍謄本）」	
	D-10	親族の「住民票」	申請日前1ヶ月以内に発行されたもの	
	① 農林水産業に就業	E-1	様式7「就業証明書」	
		E-2	農林水産業に就業したことを確認できる書類	例：農業委員会発行の「農地台帳の写し」など
	② 家業等へ就業	E-3	様式7「就業証明書」	
		E-4	開業届のコピー（※）	事務所が高崎市内であることがわかるもの
		E-5	事業収入を確認できる書類	本市に転入後の収入がわかるもの
	③ 企業等に就業	E-6	様式8「就業証明書」	
		E-7	【県内企業又は県外企業の高崎市内の支店等に就業する方のみ】 本市に支店等が存することを確認できる書類	例：会社ホームページのコピー、現地写真など
	④ 地域づくり活動に参加	E-8	様式9「活動証明書」	
5 起業要件の方		C-5	起業支援金の「交付決定通知書」のコピー	申請日前1年内に交付決定されたもの

区分	必要書類		注意点等
【F】 該当する方のみ必要な書類	必要書類に記載された氏名が旧姓の方	F-1 氏の変更がわかる公的証明書等のコピー	例：マイナンバーカードの表面や運転免許証の裏面、預金通帳など
	高崎市転入後に出生した世帯員がいる方	F-2 母子健康手帳のコピー	①手帳の発行自治体、②出生届出済証明が記載されたページ
	法人経営者又は個人事業主の方	F-3 <移住元での勤務地を確認するもの> 【法人経営者】 登記事項証明書（会社・法人） 【個人事業主】 開業届のコピー（※）	登記事項証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行された「履歴事項全部証明書」
		F-4 <移住元での在勤期間を確認するもの> 【法人経営者】 法人税の納税証明書 【個人事業主】 事業所得が記載された 「確定申告書」の写し等（※）	23区通勤していた期間中の年度分は全て必須
		F-5 <テレワーク要件の場合> 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることが確認できる書類（取引先との契約書等）ほか	テレワークの状況等により必要書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

（※）開業届や確定申告書等の税務関係書類に収受日付印が無い場合は、以下の書類もあわせて提出してください。

- ・税務署へオンライン申請した場合「データ送信完了後の受信通知のコピー」
- ・税務署へ窓口申請した場合「提出事実が確認できるリーフレット（税務署の窓口で交付されるもの）のコピー」